平成２８年（フ）第１１２号
埼玉県富士見市大字水子6319番地４
債務者　惟村　眞弓
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第３１号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲住宅10棟204号
債務者　關藤　貞子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第３３号
岡山県倉敷市中庄2210番地１レオパレスリヴェール杉原208号、前住所岡山県倉敷市帯高617番地58
債務者　前田　治光
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第３５号
岡山県井原市美星町宇戸240番地１
債務者　川上　孝広
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第３４９号
札幌市中央区南12条西９丁目１番41―401号
債務者　山田　拓也
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第３５１号
札幌市西区発寒10条11丁目１番８―802号
債務者　近田　智子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第３８８号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―605号
債務者　細江　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４０４号
札幌市中央区南５条西９丁目1016番地20　シャトーグランデ206号
債務者　金田　昭洋
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４１１号
札幌市北区屯田９条12丁目５番１号　小原病院内、住民票上の住所札幌市北区新琴似２条４丁目２番27号　野間マンションＣ101号
債務者　細川　秀政
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４２１号
札幌市厚別区青葉町11丁目16番10号　メイプルタウンＪ102
債務者　熊谷　聖也
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４３７号
札幌市南区澄川１条３丁目４番３号　ノースパレスＡ棟２号
債務者　小泉　一子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４４３号
札幌市東区北42条東３丁目２番24―202号
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１９号
北海道網走郡美幌町字三橋南33番地の８
債務者　小林　慶子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
平成２８年（フ）第５６号
群馬県伊勢崎市東本町347番地15
債務者　岩佐　和美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２８年（フ）第２号
群馬県沼田市高橋場町2116番地４　第一富沢ハイツ　202号
債務者　今野　　進
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２８年（フ）第９７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地１号棟304号
債務者　井澤　元和
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第１１７号
埼玉県草加市瀬崎５丁目46番24―106号
債務者　榎本　七重
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係